

事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件（案）に関する意見  
募集の結果について

令和3年2月8日  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計4件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
1	医療保険者が、健康増進のためとして、個人が特定できる形で健康診断結果を本人の同意なく収集することができることは、加入者側として健康増進の目的に必要な範囲以上に個人情報を取得されることが不安なため、賛成できない。	3	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）では、「国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進という法律上の目的のため、医療保険者に特定健康診査の実施を義務付けています。この特定健診は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を受けた場合に、特定健康診査の項目に該当する項目について、特定健康診査を行ったものとする」とされており、医療保険者が確実に特定健診の結果を収集し、法律上の目的の達成に資するよう、医療保険者から定期健康診断に関する記録（高確法関係法令で定める特定健康診査の項目に限る。）の写しの提供の求めがあった場合は、事業者は当該記録の写しを医療保険者に提供しなければならないこととされています。</p> <p>今回の本指針の改正にかかわらず、高確法に基づく健康診断結果の提供は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当するため、第三者提供に係る本人の同意は不要とされています。</p> <p>なお、「法令に基づく場合」以外の健康情報については、本指針の5（3）「個人情報の保護への配慮」において、その適正な取扱いを図るものとしており、また、労働者本人の同意を得て健康情報を取得した場合であっても、健康保持増進のために必要な範囲を超えて利用してはならないとしています。</p>

2	コラボヘルスとは何か。	1	コラボヘルスとは、健康保険組合等の保険者と企業（事業者）が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、加入者の予防・健康づくりを効率的・効果的に実行することです。
---	-------------	---	--